**関東学生オリエンテーリング連盟規約**

**第１章 総則**

（名称）

第１条

本連盟は、関東学生オリエンテーリング連盟と称する。

（目的）

第２条

本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟（以下「日本学連」と略す）の下部組織として関東地区の

オリエンテーリング界を統轄し、且つそれを代表する学生の自治団体とする。本連盟は学生競技者精神

を守り、主に関東地区学生界におけるオリエンテーリングの普及・発展に寄与し、且つ相互の親睦を図

ることをその目的とする。

（事業）

第３条

本連盟は第２条に定められた目的を達成するために次の事業を行う。

１ 普及・親睦行事

２ 日本学生オリエンテーリング選手権大会関東地区代表選手選考会

３ 関東学生オリエンテーリング選手権大会

４ 活動内容の紹介および告知

５ その他、本連盟の目的に適う一切の事業

（年度）

第４条

本連盟の年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

**第２章 組織**

（組織）

第５条

本連盟は茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨の各都県に所在し、かつ本規約第６条

に定める要件を満たす教育機関の学士課程学生若しくはこれに準ずるもので組織する。

**第３章 加盟**

（加盟資格）

第６条

本連盟の加盟（準加盟）できる資格は、学校教育法・同施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準よって設置された短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専

門学校（４、５年）､ 及びこれに準ずるもので本連盟に認められたものとする。

（加盟形態）

第７条

本連盟への加盟形態には、加盟・準加盟の２種類とする。

（加盟者名簿）

第８条

１ 本連盟の加盟（準加盟）を認められた各大学は、加盟者名簿を６月第三土曜日までに本連盟事務局

に提出しなければならない。これ以降の加盟並びに取消はその都度通知しなければならない。ただし、

年度途中の加盟は 12 月 31 日までとする。

２ 加盟は年度毎に更新されなければならない。

（加盟料の納入）

第９条

１ 本連盟に加盟する加盟（準加盟）を認められた各大学は、６月第三土曜日までに加盟料を本連盟に

納入しなければならない。ただし、第８条第１項に定めるところにより、これ以降に加盟手続きを行う

者はその際に併せて加盟料を納入しなければならない。

２ 前項に定めた本連盟の加盟料納入の際に併せて日本学連の加盟料も本連盟に納入しなければならない。

３ すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

（加盟校）

第１０条

１ 加盟校は日本学連総会及び本連盟の総会への出席につき権利を有し、義務を負い、積極的にオリエ

ンテーリング活動を行い、本連盟の活動に何らかの寄与をすることが強く望まれる。

２ 本連盟の加盟校は日本学連の加盟校としての地位を取得する。

３ 加盟校は、本連盟への委任状の提出なく、連続して日本学連総会を欠席した場合、若しくは本連盟

の総会を1/4以上欠席した場合には、準加盟へ降格されることがある。

（準加盟校）

第１１条

１ 準加盟校は日本学連及び本連盟の活動に参加し、連絡を受けることができる。

２ 本連盟の準加盟校は日本学連の準加盟校としての地位を取得する。

３ 準加盟校は学内での運営基盤の安定化を図り日本学連及び本連盟の加盟校へ速やかに昇格すべく努力することが望まれる。

（加盟申請）

第１２条

準加盟校の加盟申請の条件は以下の通りとする。

１ 準加盟以来満１年を経過していること。

２ 登録加盟員数が５名以上であること。

３ １・２項の条件を満たした準加盟校は、その条件を満たした年度から加盟校へと自動的に昇格する。

また、年度途中の追加加盟で条件を満たした場合も、年度途中から加盟校へと昇格する。その時発生す

る費用があれば、別途納入するものとする。

４ １・２項の条件を満たさなくなった加盟校は、その条件を満たさなくなった年度から準加盟校へと

自動的に降格する。

（加盟・脱退・加盟形態の変更）

第１３条

１ 本連盟への加盟手続きは、第８条及び第９条に定められた加盟者名簿の提出及び加盟料の納入を以

って完了したものとみなす。

２ 本連盟の新規準加盟及び、第１２条第３項、第４項以外の理由での加盟形態の変更は、加盟校総数の３分の２以上の承認を必要とする。

３ 本連盟に対し加盟手続きを行わなかった加盟（準加盟）校は、本連盟から脱退したものとみなされ

る。

**第４章 総会**

（総会の構成）

第１４条

１ 総会は連盟員及び役員によって構成される。

２ 総会は加盟校総数の３分の２以上の出席を以て成立する。

（総会の義務）

第１５条

１ 総会は本連盟の最高議決機関であり、次に挙げる事項について議決・承認することができる。

・１ 予算及び決算

・２ 役員の選出及び罷免

・３ 規約の改正

・４ 年間日程

・５ その他、本連盟に関する重要事項

２ 総会において、各加盟（準加盟）校は本連盟の運営若しくは資産の状況または役員の事務執行につ

いて、役員に対し意見を述べることができる。

（総会の招集）

第１６条

１ 総会は次の場合幹事長がこれを招集する。

・１ 年４回を原則とする定期総会

・２ 幹事長が必要と認めた場合

・３ 加盟校総数の１/４以上の加盟校から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合

２ 幹事長は前項第３号の規約によって加盟校から総会の招集を請求された場合にはその請求があった

日から 30 日以内にこれを招集しなければならない。

３ 総会を招集する場合には、幹事長は原則として会日の７ 日以前に加盟（準加盟）校に日時・場所に

ついて通知しなければならない。この通知には会議の目的とされる事項が記載されなければならない。

（議長の選出）

第１７条

１ 総会は議長を１人置く。

２ 議長の選出は幹事会が一切の権限を有する。第１６条３項に定める総会の通知の際に同時に議長を公表する。

３ 議長は連盟員および本連盟役員の中から選出される。

（議決の義務及び権限）

第１８条

１ 議長は総会の秩序を保持し議事を整理する。

２ 議長は総会の議事進行を妨害する者に対し退場を命じることができる。

３ 議長は緊急事態が生じた場合、総会を一時中断できる。

（委任状）

第１９条

総会にやむを得ず出席できない加盟校は、別に定める規則により、議長宛に委任状を託さなければな

らない。

（議決）

第２０条

１ 総会において加盟校は平等に各校１票の議決権・選挙権を有する。

２ 総会の議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては、出席校の過半数を以てこれを決し、可

否同数の場合は、議長の決するところとする。

（緊急事項）

第２１条

緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事会がこれに代わって決定

することができる。この場合、事後に総会において承認を得なければならない。

**第５章 役員**

（役員）

第２２条

本連盟に以下の役員を置く。ただし、複数の部にまたがり部長を兼ねることは可能とする。

１ 会長 １名

２ 副会長 １名

３ 参与 若干名

４ 幹事長 １名

５ 副幹事長 １名

６ 会計 １名

７ 会計監査 １名

８ 事務局長 １名

９ 記録部長 １名

10 広報部長 １名

11 普及部長 １名

12 渉外部長 １名

（会長）

第２３条

１ 会長は本連盟を代表する。

２ 会長は幹事会が推薦する。

３ 推薦該当者なしの場合は、幹事長がこれに代行する。

（副会長）

第２４条

１ 副会長は会長を補佐し、会長不在の時、これを代行する。

２ 副会長は幹事会が推薦する。

３ 推薦該当者なしの場合は、副幹事長がこれに代行する。

（参与）

第２５条

１ 参与は本連盟の重要事項についての諮問に応ずる。

２ 参与は幹事会が推薦する。

（幹事長）

第２６条

幹事長は総会・幹事会等で決定された意志に基づき、本連盟の運営を執行且つ統轄する。幹事長はそ

の名のもとに本連盟の財産を所有する。

（副幹事長）

第２７条

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長不在の時、これを代行する。

（会計）

第２８条

会計は本連盟の会計事務を統轄する。

（会計監査）

第２９条

１ 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

２ 会計監査は総会に会計監査報告をしなければならない。

３ 会計監査は関東学連役員が兼ねることはできない。

（役員の選出）

第３０条

１ 第２２条第１号から第３号までに定める役員は総会の承認により決定する。

２ 第２２条第４号から第12号までに定める役員は、加盟校に所属する者の中から総会の議決により決定する。

（役員の任期）

第３１条

役員の任期は４月１日から翌年３月31 日までの１年とする。ただし再任は妨げない。

（幹事）

第３２条

会長、副会長、参与、会計監査以外の役員を幹事と称する。

（幹事会）

第３３条

１ 幹事会は幹事によって組織され、この規約に基づき本連盟の業務の執行を決定し、その運営の責任

を負う。

２ 幹事会は本連盟の運営に関し、必要な規則を定めることができる。

３ 幹事会は幹事長が必要と認めたときにこれを招集して開催する。

**第６章 事務機構**

（事務機構）

第３４条

本連盟に以下の事務機構を置く。

１ 事務局：本連盟の事務部門を担当し、本連盟財産を管理し運営する。

２ 記録部：本連盟の活動の記録を行い管理する。

３ 広報部：本連盟の広報部門を担当する。

４ 普及部：本連盟の普及部門を担当する。

５ 渉外部：他団体との連絡・交渉を担当する。

（事務機構の構成）

第３５条

各部局は加盟員で構成され、第３０条２項の定めによって選出される部長もしくは局長により統轄される。

**第７章 連盟員**

（連盟員）

第３６条

１ 各加盟校は本連盟の運営を円滑に遂行するために連盟員を置く。

２ 連盟員は本連盟並びに日本学連の役員との兼任を認めない。

３ 連盟員に事故等ある場合、これに代行を立てることができる。ただし、代行者については前項の規

定を準用する。

（登録）

第３７条

１ 加盟校は４月第三土曜日までに連盟員を登録する。

２ 補欠によって選出された役員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

（連盟員の任期）

第３８条

連盟員の任期は４月１日から翌年３月31 日までの１年とする。但し再任は妨げない。

**第８章 委員会**

（委員会）

第３９条

１ 本連盟は、第３条２項・３項の業務運営を円滑に遂行するため、臨時に委員会を置く。

２ 削除

（常設委員会）

第４０条

削除

（技術諮問委員会）

第４１条 ～４４条

削除

（臨時委員会）

第４５条

幹事会は第３９条１項に定める委員会を、本連盟加盟員卒業生を中心に召集することができる。

（委員会会議）

第４６条

削除

（委員長）

第４７条

１ 関東学連幹事会は、臨時委員会の立ち上げに協力しなければならない。

２ 委員会立ち上げ終了後は、委員会内部の事項は委員会に一任する。

（準構成員）

第４８条

削除

（委員の任期）

第４９条

１ 委員の任期は、当該委員会の任務を完遂するとともに終了する。

２ 削除

**第９章 経費**

（経費）

第５０条

本連盟の経費は次のもので支弁する。

１ 加盟料

２ 関係機関及び団体から受ける補助金

３ 事業収入

４ 賛助金・寄付金及びその他の収入

（加盟料の金額）

第５１条

加盟料の金額は総会の承認を経て定める。

**第10 章 改正**

（改正）

第５２条

本規約の改正は総会において加盟校総数の３分の２以上の賛成を必要とする。

**第 11 章 最高法規**

（最高法規）

第５３条

本規約に反する規則・命令はその効力を有しない。

**第 12 章 補足**

（細則）

第５４条

本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

1990 年 10 月 20 日改正

1993 年 11 月 13 日全文改正

1998 年 4 月 1 日一部改正

1999 年 2 月一部改正

2002 年 3 月 11 日一部改正

2002 年 4 月 20 日一部改正

2009 年 3 月 19 日一部改正

2010 年 3 月 15 日一部改正

2012 年 12 月 1 日一部改正